

七戸町地域公共交通網形成計画策定支援業務仕様書

この仕様書は、次の業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務名及び業務場所

- (1) 業務名 七戸町地域公共交通網形成計画策定支援業務
- (2) 業務場所 七戸町内全域

2 目的

当町は青森県の東部、上北郡の西北に位置し、平成 17 年 3 月 31 日に七戸町と天間林村の 2 町村で合併したことから、それぞれの地区に人口が分布している。東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市と接し、町域は東西約 31 km、南北約 26 km のやや長方形の総面積 337. 23 km²を有する内陸部の町である。

人口は 16, 118 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）、うち 65 歳以上の高齢者の人口割合は 37. 19%で、今後は更なる高齢化の進行が見込まれている。

当町の公共交通機関については、平成 22 年 12 月 4 日に東北新幹線七戸十和田駅が開業し、新青森駅・東京駅間を結んでいる。

青森市、十和田市、三沢市、野辺地町、東北町を結ぶ広域路線バスは十和田観光電鉄(株)により運行されており、町内外の高校に通学する生徒が主に利用している。基本的には国道 4 号や国道 394 号沿いを中心とした地域間の輸送が主体で、各路線とも生活交通維持路線であり、国・県・町が補助を行っている。

交通空白地帯から公共施設及び生活路線区間への輸送手段としては、町有バス 4 台（うちスクールバス兼用 3 台）を用いてコミュニティバスとして 7 路線を隔日運行しており、運行本数は各路線とも 1. 5 往復のみで、スクールバス輸送の合間に運行されている。

また、広域路線バスは昼間時 2～3 時間に 1 本程度の運行本数のため、買い物、通院などの生活ニーズを充分満たすものとは言えない。

このような中で財政負担の軽減を図りながらも、町民（利用者）・地域・事業者がともに満足できる体制づくりを行うとともに、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築することが喫緊の課題となっている。

本業務は、こうした背景を踏まえ、地域公共交通施策のマスタープランとなる「七戸町地域公共交通網形成計画」（以下「本計画」という。）の素案を作成するものである。

3 方針

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき本計画の素案を作成するものであるが、本計画においては、地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、さらに持続させることを目的に、地域全体の地域公共交通システムの在り方、そして地域全体の地域公共交通網を住民（利用者）・地域・事業者・行政等の関係者（役割）で、どのように構築、マネジメントするのかを定めるものである。

したがって、本計画策定にあたっては、関係各主体の意見を的確に把握するための調査を実施し、それを分析した上で、素案作成に反映させるものとする。

4 業務委託期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

5 業務内容

(1) 地域公共交通の現状把握・課題の整理

① 関連する法令・計画等の整理

国及び県の法令・計画等を確認し、本計画との関連性を整理する。また、七戸町の関連計画（七戸町長期総合計画、七戸町地域公共交通総合連携計画等）を収集し、七戸町の公共交通政策の位置付けを明確にする。

② 地域特性の把握

地理的条件、道路網の状況、人口動態、施設（医療施設、商業施設、公共施設、観光施設等）の立地状況等を把握し、地域特性を整理するとともに、交通空白地帯・不便地帯を抽出する。

また、地域公共交通網（路線バス、コミュニティバス等）の運行状況を整理し、運行ダイヤ・結節点、利用状況、路線・系統別の評価などの現状を把握し、分析を行う。

③ 公共交通機関利用者における移動実態及びニーズの把握

公共交通機関利用者（商業施設、病院、高校、交通事業者含む）及び庁内関係部署（地域おこし総合戦略課、商工観光課、健康福祉課、建設課、学務課など）に対するアンケート調査・ヒアリング等を実施することにより、利用者の移動実態及びニーズを把握する。

④ 町民の移動実態及びニーズの把握

アンケート調査・ヒアリング等により、町民の移動実態（地域別・年齢別・目的別）及び公共交通に対する町民のニーズを把握する。

※上記③、④の各アンケート及びヒアリング調査の手法並びに件数は提案事項とするが、モビリティ・マネジメントの要素を取り入れるとともに、町民の移動の傾向が把握できる設問を含むものとする。

(2) 現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の提案

上記(1)の結果を受けて、まちづくりとの連携、面的な公共交通ネットワークという視点をもって、中心市街地及び周辺地域の活性策、観光客の利便性の良い交通アクセスの確保策、交通拠点の設定等、本町の関連計画も含めたうえで、効率的な公共交通ネットワークの実現に向けた対応策を提案する。

(3) 七戸町地域公共交通網形成計画（案）の作成

① 基本方針及び計画期間の検討

地域公共交通の基本方針及び計画期間を検討すると同時に、計画期間におけるスケジュールを検討し、短期的に対応が求められる事業を抽出・整理する。

② 計画の達成度の評価方法等の検討

計画の達成度の評価方法、評価実施スケジュール及び評価結果の活用方法等の検討を行う。

③ 七戸町地域公共交通網形成計画（案）の作成

調査・検討を行った内容をもって、「七戸町地域公共交通網形成計画（案）」として取りまとめる。

(4) 七戸町地域公共交通会議等の運営支援

① 調査内容及び調査結果の資料作成、説明補助等

調査内容及び調査結果の資料作成、会議内での説明補助、議事録の作成等を行い、運営を補助する。

なお、開催予定回数は次のとおりとし、会議への出席は必須とする。

◇会議予定回数 …4 回程度

② 打ち合わせ等

業務を円滑かつ効果的に遂行するため計画的な工程管理を行うとともに、常に綿密な連絡を取り業務遂行を図る。

なお、打ち合わせの予定回数は次のとおりとする。

◇打ち合わせ予定回数…5 回程度

※本仕様書は、想定する最低限の業務内容を示すものであり、提案内容を制限するものではない。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 業務報告書…A4 版、2 部

(2) 七戸町地域公共交通網形成計画（A4 判、製本 5 部）

(3) 七戸町地域公共交通網形成計画概要版（A4 判、製本 5 部）

(4) 上記電子媒体（CD-R 等、1 部）

※電子媒体については（1）（2）（3）それぞれを PDF 及び加工可能なデータ形式（ワードやエクセル等）で作成する。

7 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受ける場合、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

8 その他

(1) 費用負担等

① 本業務の遂行にあたっては、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。

② 選定された見積書及び企画提案書の内容については、出来る限り計画に反映させること。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は七戸町及び七戸町地域公共交通会議に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(3) 所有権等

- ① 成果品の所有権、著作権及び利用権は七戸町及び七戸町地域公共交通会議に帰属するものであり、発注者に承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。
- ② 第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(4) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。